# 平成30年度第1回

御殿場市農業委員会総会定例会

議 事 録

御殿場市農業委員会

開催日時 平成30年4月10日(火)午後4時00分から5時19分 開催場所 御殿場市民会館 3階 第7会議室

出席委員 (29人)

1番 原 卓己君 3番 勝亦慶徳 君 5番 田代真吾 君 勝 又 秀 一 君 8番 杉 山 正一郎 君 11番 13番 杉 山 照 信 君 15番 髙 村 盛 司 君 17番 土屋好勝君 19番 田 代 壽 信 君 21番 鈴 木 末 廣 君 23番 土 屋 多嘉雄 君 25番 勝間田 喜 晴 君 佐藤一吉君 27番 29番 根 上 守 人 君 31番 勝 又 義 美 君

2番 中 村 克 則 君 4番 芹 澤 行 雄 君 7番 勝 又 英 夫 君 10番 芹 澤高雄 君 又 俊 治 君 12番 勝 14番 根 F. 曹 君 16番 野 村 進 吾 君 18番 水 口 光 一 君 賢 治 20番 芹 澤 君 土屋耕一 君 22番 24番 鈴 木 良 逸 君 26番 野 木 美佐雄 君 28番 鎌 野 哲 夫 君 勉 君 30番 滝 口

# 欠席委員 (0人)

# 議事日程

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事録署名人の指名について
- 4 会議書記の指名について
- 5 報 第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について 議案第3号 農業用施設証明願の決定について
- 7 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
- 8 議案第5号 平成30年度農作業受委託等標準料金の決定について
- 9 農業委員会の活動目標等に関する協議について
- 10 その他
- 11 閉 会

### 農業委員会事務局職員

勝又 俊次 井上 裕次 浅水 隆司 鈴木 愛 杉山 啓介

## 会議の概要

事務局長

ただ今から平成30年度第1回総会を開会いたします。

本日、委員全員のご出席をいただいており、総会は成立しておりますので開会を宣言いたします。

(会長あいさつ)

会長

それでは、会議に先立ち議事録署名人に 3番 勝亦慶徳委員、4番 芹澤行雄委員 を指名いたします。書記に、鈴木書記を指名いたします。

会長

次に報告事項に入ります。

報第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について事 務局より報告を求めます。

事務局

報第1号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長が 専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。4月10日報告。今月の4 条報告は3件でございます。

(番号1~3について内容読み上げ)

以上でございます。

会長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようですので、これらは報告案件ですので、了解いただきたいと存じます。

会長

次に議案に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第1号 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請書が提出されたので、 委員会の決定に附す。4月10日提出。今月の3条は1件でございます。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 畑 398 ㎡

譲受人は、経営規模拡大のため譲渡人より譲り受けるものです。

番号1について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上でございます。

続いて担当委員より調査結果の報告を求めます。

2 2 番委員

番号1ですが、4月1日、譲渡人とは電話にて、譲受人とは現地にて調査いたしました。

申請行為については、本人が申請したもので、内容も間違いありません。

内容については、申請地は譲受人の自宅敷地に隣接しており、二人は義理の兄弟で、 無償譲渡に快諾いただいたので申請となりました。

効率的利用についてですが、譲受人は肉牛40頭を飼育しており、たくさんの堆肥や 2台のトラクターをはじめ、全ての農機具を所有しており、60年の農業経験で、米や 野菜をたくさん作っております。

その他の許可要件については、すべて適合しております。 以上でございます。

会長

ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については原案のとおり決定いたします。

会長

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について を 議題とします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第2号 次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請書が提出されたので、 委員会の決定に附す。4月10日提出。今月の案件は5件でございます。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 田・畑 計0.07 m<sup>2</sup>

転用内容は、賃貸借により営農型太陽光発電設備 支持架台18本の整備です。平成32年10月11日までの一時転用です。

農地の区分は、農用地区域内農地に区分されますが、営農型太陽光発電設備のための 一時転用であり、特例として転用が認められるものです。

番号2 (議案書の内容読み上げ) 田・畑 計 25.75 m<sup>2</sup>

転用内容は、賃貸借により営農型太陽光発電設備 支持架台70本の整備です。平成32年10月11日までの一時転用です。

農地の区分は、農用地区域内農地に区分されますが、営農型太陽光発電設備のための 一時転用であり、特例として転用が認められるものです。 番号3 (議案書の内容読み上げ) 畑 56.56 m<sup>2</sup>

転用内容は、使用貸借により太陽光発電設備 太陽光パネル16枚の整備です。

農地の区分は、用途区域から 500m以内にある農地のため、第2種農地に区分されます。

番号4 (議案書の内容読み上げ) 畑 299 ㎡

転用内容は、使用貸借により自己用住宅1棟の建築です。

農地の区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が 40%を超えるため、第3種農地 に区分されます。

番号5 (議案書の内容読み上げ) 畑 299 m<sup>2</sup>

転用内容は、贈与により自己用住宅1棟及びカーポート1棟の建築です。

農地の区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40%を超えるため、第3種農地に区分されます。

以上でございます。

会長

続いて担当農業委員より調査結果の報告を求めます。

2 1 番委員

番号1ですが、4月2日、申請人と現地にて調査いたしました。

申請行為については、本人が申請したもので間違いはありません。

転用理由については、営農型太陽光発電設備 支持架台を18本、新たに設けないと 電線がたるんで土と一緒になってしまうというような内容でした。ですからこの架台の 発注ということになります。

その他のことにつきましては、他の権利者の同意については同意済みで、許可後すぐ に着工したいということです。

その他の許可要件につきましては、すべて適合しております。

以上でございます。

2 1 番委員

番号2ですが、4月2日、申請人と現地にて調査いたしました。

申請行為については、本人が申請したもので間違いはありません。

転用理由につきましても、営農型太陽光発電設備 支持架台が70本足りないということで、70本追加のための申請が出ております。

その他の許可要件につきましては、すべて適合しております。

以上でございます。

13番委員

番号3ですが、3月31日と4月3日、申請人双方と自宅及び現地にて調査いたしました。

申請行為については、本人が申請したもので、内容に間違いはありません。

転用理由については、農地の一部を転用し、太陽光発電設備 4.32Kw の売電収入にて農地及び農業経費を管理するということで、売電価格は1Kwh あたり32円、8~9年で

償還するという計画でいます。この中で、太陽光発電設備が 4.32Kw ということで、非常に小さいのですが、2年程前に農地転用で同じ太陽光発電設備を設けているのですけれども、出力容量が少し少ないということで、これだけの増設をするということでした。

資金については、必要な資金は自己資金で確保されています。

その他の許可要件につきましては、すべて適合しております。 以上でございます。

18番委員

番号4ですが、3月31日、申請人双方と現地にて調査いたしました。

申請行為については、本人が申請したもので間違いありません。

転用理由については、申請人は現在借家に住んでいますが、子供も成長して自分の家を建てたく計画しましたが、土地と建物を求めるのは負担が大きいために家族で相談し、祖父の所有の土地を貸してもらえるということで、このために必要性があり、やむを得ないと判断しております。

その他の許可要件につきましては、すべて適合しております。 以上でございます。

18番委員

番号5ですが、3月31日、申請人双方と現地にて調査いたしました。

申請行為については、本人が申請したもので、内容については間違いありません。

転用理由については、申請人の関係は実の親子ということで、譲受人は現在借家に住んでいますが、自分の家を建てたくて計画し、土地と建物を求めるのは負担が大きいということで、父親所有の土地を貸してもらえるということで、このような理由のために必要性があり、やむを得ないと判断します。

その他の許可要件につきましては、すべて適合しております。 以上でございます。

会長

ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

5番委員

1点ちょっと勉強させてもらいたいのですけれど、番号1・2の転用内容のところで一時転用というのがありますよね。一時転用は平成32年10月11日までというふうになっているわけですけれども、この平成32年10月11日を過ぎると転用が元に戻るという意味ですか。

事務局

今回の転用が、青地、農用地区域の農地の太陽光への転用ということで、一時転用でしか転用が出来ないのですけれども、一時転用で3年間認められているということで、ここの場所については平成29年10月に農地転用の許可が出ていまして、3年後が平成32年10月11日ということで、今回の追加の案件についても32年10月11日までという期間になっています。転用が認められているのは平成32年10月11日までで、引き続き太陽光の転用を続けたい場合には、またこの期限が切れるまでに農地転用の申請をしていただいて、許可を受ける必要があるというものでございます。

以上です。

5番委員

ありがとうございました。そうすると、仮にですが平成32年10月11日で期限が 切れたその頃、これは採算が合わないなということで太陽光発電を止めるみたいな判断 になった時に、譲渡関係はそのままですか。

事務局

賃貸借の契約に対して、農地法の許可があることによって賃貸借が成立する形になっていますので、農地転用の許可を取らないと、賃貸借が成立していないという形になります。もし平成32年10月11日までに改めて許可を取らない場合には、許可が取れていないということで、転用されている部分については、最悪の場合は撤去という形になります。

以上です。

5番委員

分かりました。納得しました。ありがとうございました。

会長

その他に、ご意見、質問等ございませんか。

7番委員

ここに出てきます太陽光発電、前にも出たのですけれど、タイの国の立派な会社のようですが、富士山は世界遺産になりましたし、富士宮では条例で禁止をしています。かたや伊東では、今現在、揉めております。という中で、世界遺産のところにこれだけの広大な太陽光発電を作ると、景観もそうですけれど、災害も心配されますので、これは一農業委員会だけではなくて、市全体で考えるべきだというふうに考えておりますけれど、その辺はいかがでしょうか。

事務局

太陽光の案件については、市のほうでは 2,000 ㎡、こういう案件については市の土地 利用という、そういう委員会を経なければならないのですけれども、その土地利用の委 員会を経た案件になっております。そして、農地法の関係からいきますと、許可の要件 を満たしているため、許可になる、許可せざるを得ないという案件になっております。

事務局長

補足説明させていただきます。富士山は世界遺産になったわけで、景観形成の問題ということで、先程、担当から申し上げた通り、市役所としましては、確かに景観上良くないというのを理解しまして、土地利用の中でその説明をさせていただいて、庁内合議の中で進めさせていただきまして、市の関係法令の中で、間違いないだろうということで進めさせていただきました。景観形成の中で言うと、また違う形で市の中で提案をしていかなければならないという点がありますが、今の状況の中では合法ということで進めさせていただいております。なお、営農型太陽光発電ということで、静岡県の中でもこれだけの広い土地は初めてということで、先程、契約期間が3年間、32年10月11日ということで、書類が整って合法である以上、認めなければならない中で、その3年間の猶予の中で、もちろん売電のほうは計画の中では収益がかなりあります。で、下で農地をやって、農地も通常の10割から8割以上収益がなければだめだということで、それを農業委員会としても検証をしながら、3年後の継続手続き、それが良いか悪いかをまた皆さんにご判断していただくようになりますので、ご理解をよろしくお願いします。

今、各地で問題になっていますからね。小さいのはいいのだけれど、大きいのはなかなか。伊東でも、良いとも言えないけれど、だめだという法律がないからなかなか困るというような言い方をしていたけれど、御殿場でもだんだんそういう状況が出てくるかもしれないし、いわゆる農地法というよりも、景観とかそういう環境問題ですよね。

営農型太陽光発電というのは、農業収入の8割だか確保しなさいというのがあるのですか。

事務局長

そうです、はい。

会長

では、それを毎年、報告があるのですか。

事務局長

報告がありまして、もちろん継続の3年後には、どれだけ収益があるというのも検証 して、継続できるかどうかというのも行います。もし出来ない場合には全部撤去という お約束になっています。農地に戻すと。

会長

撤去しても、電線が張れなくなってしまって、いくら外しでも電線が張れない、送電ができなくなってしまうのではないですか。

事務局長

業者のほうでは、上物の太陽光では十分収益があるものですから、今、サカキを植栽して、それを市場に出すという、下の作っている方の実績も市場に出して、多くの購買があり、サカキ、収益は少ないですが、出しておりまして、その中でなんとか収入を上げ8割を取るのですが、万が一、そのサカキがだめだよという判断をしますと、それ以上に収益がある作物とか作柄とか考えなければならないという点が出てきます。撤去するよりも次の作物というのをしっかり見極めるような形になろうかと思いますので、よろしくお願いします。

会長

では、今のところ営農型というのに期待するしかないですね。

会長

他に、ご意見、質問等ございませんか。

2番委員

他に現場、やるものがないですので、成功すれば素晴らしいですけれど、元が何せ酷い所なので、本当に荒地ですね。芝をしばらく作っても、作りが殆どなくて、代わりに出来る物があるのか。

事務局長

そうですね、全国を見てみますと、東北のほうは山形県とか福島県のほうでは、桃とかブドウとかを作っております、実は。どういうふうに作っているかというと、やっぱり太陽光パネルの間隔を密集させるのではなくて、間を空けています。その間に作っているという状況です。小さい所ですと、全国では、皆さんご存知のように下は日陰ですので、シイタケ栽培やワサビ栽培も最近は考えているようでございます。

他に、ご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長

続きまして、議案第3号 農業用施設証明願の決定について を議題とします。 事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第3号 次のとおり、農地法施行規則第29条第1号の規定による施設である旨の証明願が提出されたので、委員会の決定に附す。4月10日提出。今月の案件は1件でございます。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 田 197.45 ㎡ 新たに農業用倉庫1棟を建設するものです。 以上でございます。

会長

続いて委員より調査結果の報告を求めます。

20番委員

番号1ですが、4月1日、申請人と現地にて調査いたしました。

申請内容につきましては、申請どおりであり、記名・押印も正当であります。

また、小作人はいないということでございます。

建築理由につきましては、農業経営の効率化と機械化をしていくため、以前は人に頼んでいた籾乾燥や籾摺りを自分で行うために建築を行うということでございます。

農業施設内の農機具は、籾乾燥機、籾摺り機、計量機であります。

周辺の農地への影響は、特にないと思われます。

以上でございます。

会長

ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第4号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。 事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたので委員会の決定に附す。4月10日提出。今月の案件は1件でございます。

広告予定日が4月11日の利用集積計画となります。本議案における計画は1件で、合計面積は2,785 ㎡です。

本議案は、すべて農地利用円滑化事業による利用集積であり、転貸しする者は御殿場農業協同組合です。

(内容読み上げ) 計4筆 2,785 ㎡以上でございます。

会長

ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長

続きまして、議案第5号 平成30年度農作業受委託等標準料金の決定について を 議題とします。

事務局に議案の説明を求めます。

会長

議案第5号 平成30年度農作業受委託標準料金表を別紙のとおり定めたいので委員会の決定に附す。4月10日提出。

事務局

まず、農作業受委託等標準料金表についてですが、農作業の請負についての料金、雇用賃金について、地域における標準的な金額水準を示すことで、農業労働力の確保を推進し、安定した農業経営の実現に資するため、毎年、農業委員会が決定し、公表しているものです。

それでは議案書の11ページをお願い致します。平成30年度 農作業受委託標準料金表(案)がありますが、本案の作成にあたっては、去る3月12日に、農業委員さんの内、杉山正一郎会長、芹澤高雄会長職務代理、勝間田喜晴委員、また関係者として、農作業受託組合副組合長として勝又俊治委員、農協職員、部農会長等にお集まりいただ

き協議を行いました。

本日は、本案について農業委員会でご協議をいただきたいと思います。

それでは、平成30年度の変更点につきましてご説明いたします。変更箇所は、表中、 下線が引かれている2箇所です。

まず1箇所目ですが、下から4行目、「茶摘み日当額」が6,656円となり、昨年の6,456 円から 200 円増額となりました。これは静岡県の最低賃金水準額を準用しており、最低 賃金額が増加したことに伴う変更になります。

2箇所目ですが、表の一番下になります「農休日」についてですが、例年、農休日は 春作業が終了した時期に1回、秋作業が終了した時期に1回設けており、慣例で5月最 終の土日と、11月の農協祭開催日を指定しており、今回の変更は暦と農協祭の開催日 変更による変更となります。

議案についての説明は以上になります。なお、本日、本案について決定いたしますと、 市ホームページへの掲載や、部農会を通じて農家への回覧をお願いするなどの周知・広 報をいたします。

以上で事務局からの説明を終わります。

ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

質疑等ございませんので、本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

続きまして、9 農業委員会の活動目標等に関する協議について このことについて 事務局より説明をお願いします。

農業委員会の活動目標等に関する協議について(資料)について、説明いたします。

この協議については昨年も実施させていただきましたが、始めにこの協議を行う経緯 について簡単に説明いたします。平成28年4月1日から、農業委員会等に関する法律 の改正に伴い、農業委員会は農業委員会事務の実施状況等を公表することとされていま す。法律の規定による公表については、農林水産省の通知により、農業委員会は区域内 の農地等の利用の最適化の推進、その他の事務に関して、毎年度、目標とその達成に向 けた活動計画及び活動計画の点検・評価・結果を市のホームページで6月30日までに 公表することが適当とされています。このことに伴い、当市農業委員会につきましても、 昨年、平成29年5月に、平成29年度目標と活動計画を決定、公表しており、今回は 平成29年度の活動についての点検・評価(案)及び平成30年度の目標と活動計画(案) について協議をするものです。2つの案につきましては、本日の農業委員会総会及び総 会後4月20日までに農業委員さんにご意見をいただき、平成30年5月に農業委員会

会長

会長

会長

会長

事務局

総会の議決を経て、6月30日までに公表を行うこととなります。

(内容説明)

以上でございます。

会長

何かご意見、質問等ございませんか。

1番委員

遊休農地の解消ということで、本年度からですけれど本格的に、高根西部・一色地区でほ場整備事業が本格化していきますので、遊休農地の解消にはかなり役立ってくるのではないかと思われます。またその他にも、高根西部のほうでは50%を担い手に集積という条件でこれまでやっておりますので、今年は無理としましても、来年、再来年、5年後ぐらいには、かなりの農地集積が出来るのではないかと考えております。また、昨今ですけれども、わりと近隣農家の方の高齢化が進みまして、担い手に貸したいとか、作業を受託してもらいたいとかという要望が増えておりますので、その方面でもかなり期待はしておるわけですが、ただ問題は、今度は受ける担い手のほうがそんなに増えてはいないものですから、どこまで対処できるかというのがちょっと心配なところでございます。

以上です。

会長

確かにこれから、結局、高齢化していくと、いわゆる農業の担い手というか、やり手がいなくなってしまうということで、特に構造改善等々していくと、そこへ集積しろという条件にもなってきますから、そうすると、あと誰がやるのかというと、なかなか今の、いわゆる認定農業者が53団体あるということですけれども、それだけ賄えるのかどうかという問題、ではそれを賄えなくなったらどうしていくのかというと、やっぱり今からある程度考えていかないと、と思いますけれども。それを考えるのが我々農業委員会だと言われればそれまでですけれども。そういうことで、それぞれ各地区で若干ニュアンスは変わってくると思いますけれども、抱えている問題はそんなに変わらないと、根本は変わらないと思いますので、やはりそれぞれの地区、どうしていくのかというのは、やはり農業委員会だけでなく、農協とかそういう組織と話し合った中でやっていくのがいいのかなという気はしているわけですけれども。

12番委員

遊休農地の解消まではいかない中で、これからますます荒れてくるだろうなというのが、自分の住んでいるところからだいたい南東方向のインターチェンジなどの箱根側、あちらのほうの関係の農地等がかなり、中途半端な形で遊休地がかなりあります。実際、そちらのほうの一部を、自分も頼まれて作業をしたこともありますが、昔のヨシが、生い茂っていたヨシが対生したようなところで、マサの無いところ。実際、川も無い、マサも無いと、それで尻水でただ、昔、田んぼを作ったようなところが多いわけなのですけれどね。そういう中で、それを農地にと言っても、根本的に排水を取って畑化するか、もしくはちゃんとしたマサ土を入れて高度を作り、その上に作土を戻すという形を取るかしないと出来ないようなところ。あと自分の住んでいる鮎沢地区等も道の駅構想があったりとかそういう中で、構造改善や何かを進めても、なかなか皆さんが積極的にはならないと。で、今の軽トラが通るだけの道では、もうこれから管理は出来ないよという

ことを言っても、実際地主さんたちは1町歩以下の方が多いので、それにもピンとこな い。これから荒廃地を防いでいく中で、細かい提案かもしれませんけれど、例えばその ようなヨシの茂って積もったような、昔でいうずるっ田のようなところは、基本的には その上の工事の大きな公共事業に合わせて、マサになるような土を入れるなど、そうい うことを大きなことをしないとならないわけですけれども、ただ面積的に、国の事業で やるほどの面積がまとまるかというとまとまらない。そのような中で、行政的にこのよ うな方策で、こういうことが提案しておくと、いい時にはこういう助成を受けながらで きますよという事業があればね、その地主さんだとかそちらの地区の部農会のほうにそ のような情報提供をすることもできると思う。あとは自分の住んでいる地区のところで も、2~3反歩しか持っていないような、高齢化してもう耕作できないよという方々で、 特に畑あたりが、皆さん中途半端に畑を借りても、畑というのは手間も掛かって大変だ し、かといって誰かに権利を付けて貸すのも、年寄りの皆さんは嫌だという。そんな中 で、自分の提案ですけれども、行政的に家庭菜園のような形で、畑をどの程度の面積作 ってみたいよという方々の、アンケートのように公募を取ってみたり、畑として貸し出 してもいいよという方のアンケートをもう一度取り直しをしたりして、もう管理が出来 なくなってきたところがかなりあるようですので、そういう中でマッチングするところ があれば、一箇所の畑を何人かで借りて耕作してもらうとか。そういうことによって、 田んぼですとあれですけれど、畑でしたらそのような大きな道具が無くても、家庭菜園 程度だったら管理できてくるので、荒らさないためにも、そういうような情報提供等を、 行政的にもやっていただけたらなという思いがあります。その辺のところをまた、何か いい事業等がありましたら、各地区の部農会等を通じてで結構ですので、提案していた だけたらなと思います。

以上です。

会長

今、12番委員さんから話があった小規模土地改良というか、そういう関係についてもまた、市のほうでも何かいい事業があれば、ぜひ提案していただきたいと思いますけれども。あと、市民農家というか、この間総会で議案にあがった市民農業者はどうですか。そういう人が増えてくればいいんだけれど、なかなかそういう人も、

事務局長

12番委員さんから良い意見をいただきましたので。まさしく今持っている御殿場市の課題だと思います。条件の悪い所というのはインター周辺だけではなく、原里地区でも玉穂地区でも作土が少ない所がたくさんありまして。おっしゃる通りでございまして、まさしく農地最適化推進委員さんの役割も一端に担っていただいて、行政と一緒にそういうものを解決も進めていただきたいと思います。またご協力のほど、よろしくお願いしたいと思います。それから市民農業者制度ですけれども、何件?

事務局

まだ1件です。

事務局長

今のところ1件、市でも広報をたくさんしているのですが、今のところ成立したのは 1件で、農業委員会で農業委員さんにお諮りをしたと思います。またその旨の推進もた くさん行ってまいりますので、広報活動のほうも市でもってやっていきますけれども、 農業委員さん、農地最適化推進委員さんのほうでも何か情報がありましたら、くださいまして、制度の有効活用のほうを進めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

会長

先程も挨拶で申し上げましたけれども、今年が最後の一年ということでございますので、ぜひ皆さんと一緒に、いわゆる農地最適化というのは言われていますので、去年でしたか地区ごと話し合えということで1回やったけれども、その後なされていないものですから、それぞれまたもう1回原点に返ってそんなこともやりながらですね、いわゆる最適化というか農地の集積化、これらをどうやっていくのかということを考えながらですね、農協は農協で、農地の集積化で多少集積をしてきているわけですけれども、それらも受ける人はだいたい決まったような人が受けてきていますから、その辺で新しい受け手も見つけていかなければならないというか、育てていかなければならないと思いますので、そういうことも兼ねてですね、話し合いをまたやっていきたいと思いますので、ぜひよろしくお願い申し上げたいと思います。

会長

その他、ご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

意見も無いようでございますので、本日の協議については以上で、その他事務局から 報告があればお願いします。

#### 事務局

#### (報告事項)

- 1. 農地利用最適化推進1・1・1運動の報告書について
- 2. 配布物について
- 3. 会議等出席依頼(報告) について
- 4. 次回総会 5月10日(木)午後2時00分 市民会館 3階第7会議室にて

事務局長

それでは、以上をもちまして、平成30年度第1回総会を閉会いたします。

議長		
議事録署名人	3番	
議事録署名人	4番	